

風の輪

風の輪 第12号

社会福祉法人 水仙福祉会

533-0004 大阪市東淀川区小松1丁目13-20

06-6328-4019 Fax 06-6325-9710

題字 岡村 重夫



水仙の家にて

- ①指定居宅支援事業
(従来の介護支援センター部分)、
 - ②通所介護(デイサービス)、
 - ③訪問介護(ホームヘルプサービス)
- の各仕事を展開していくための事業申請を

度も話し合って、「地域で生활する高齢者が、本当に安心して生活するための援助」を推し進めていきたいと検討しています。

保険対象外の事業として、夕食の配食(独居、夫婦のみ世帯)、独居生活者への訪問、電話確認、受診援助、等々既に行っているものもあれば、また今後具体化するものなど、目の前の高齢者の姿を見ながら、その都度、必要な援助を仕事として考えていくことと準備中です。一方で、現在の利用者で、「自立」と判定される方の今後の利用についてどう考えていくか、多くの課題を残しています。

介護保険におけるサービス提供だけで、本当に「地域での生活を支える」ことになるのでしょうか。介護保険では、利用者本人の状態のみが判断の材料であり、そこに家族の状況や心理的な問題、環境などは全く配慮されていません。例えば、訪問介護においても、指示の出ている家庭援助なら、その部分だけを行ってさっさと次へ移らぬ採算として成り立たないことがあります。

水仙の家では、昨年から何度も話し合って、「地域で生

介護保険制度の実施をひかえ

「水仙の家」の今後を展望する

介護保険制度の導入まであと9ヶ月。未だに保険運用の詳細が未決定な部分もあり、介護を受ける当事者や家族の不安は多大です。事業を実施していくサービス提供者からも「これで一体やつていいのだろうか?」との声も聞かれます。水仙の家では、介護保険が導入されたら、地域の施設として、どう取り組んでいくのか検討を進めています。

介護保険による

サービス提供は

介護保険では、従来の措置制度による福祉と違って、サービス提供者は、人や設備等

一定の基準を満たしておれば、都道府県の認可により、誰でも事業主としてサービスを提供することができます。

安心できる支援を

高齢者が

また、医療系のサービスと違った保険金額を下回って提示することができます。

まさに福祉系のサービスの競争が予想されます。

水仙の家では、介護保険の項目にあるサービスとして、

- ①指定居宅支援事業
(従来の介護支援センター部分)、
- ②通所介護(デイサービス)、
- ③訪問介護(ホームヘルプサービス)

今年水仙の家は5周年を迎えます。高齢者やその家族に対する直接の援助だけでなく、付帯事業としてのエルダー講座やコーラス、絵手紙樂座など、「より豊かな老後」を送るための文化的な発信基地として、地域に開かれた施設の充実を目指します。